

 ご 挨拶 

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で23年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的に沿って、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「周知・著名商標の保護」を研究テーマとした研究報告書を「別冊パテント第21号」として発行する運びとなりました。

周知・著名商標のパロディや、ダイリューションといった問題を始めとして周知・著名商標の保護についての検討は、近年、ますます重要性を増しています。とりわけ、2019年ラグビー・ワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック等、世界の注目を集めるイベントが日本で開催されることから、これらのイベントに関連する世界の周知・著名商標の日本における保護の重要性が増すことが予想されます。現行の商標法や不正競争防止法をベースに、周知・著名商標のパロディや、ダイリューションの問題も含めた周知・著名商標の保護をどのように考えるかという視点は、現在、最もタイムリーで関心の深い研究テーマと言えます。

このような状況を踏まえて、本書は、周知・著名商標の保護を巡る問題について、多面的な視点からの研究報告書としてまとめられています。いずれの内容も、商標の本質的機能に関わる大変参考になる内容となっております。今回の研究の成果としての論文が、皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所 長 伊 丹 勝